



様式第 8 号 (第 13 条関係)

西条市指令環第 75 号
平成 31 年 2 月 25 日

一般廃棄物処分業許可(更新)証

西条市長 玉井 敏久



西条市廃棄物の処理及び環境美化に関する条例施行規則第 13 条第 1 項の規定により、次のとおり、一般廃棄物処分業を許可する。

許可業者	住所	西条市今在家 1 2 1 8 番地 1		
	名称	今治加工株式会社		
	代表者	代表取締役 北岡 康典		
許可期間	平成 31 年 4 月 1 日 から 平成 33 年 3 月 31 日までの間			
許可に係る事業の範囲	中間処分	梱包材、剪定木、草、流木、家具等の木くず及びこれに付着する木くず (産業廃棄物以外の木くず全て)		
許可に係る施設	《破碎施設》	80t/日	1 式	
		90t/日	1 式	
	《保管場所》	18 m ² 、195.5 m ² 、1,595 m ²	3 箇所	
許可条件	1. 処分作業 (以下「作業」と言う。) を行うにあたっては、常に関係法規を遵守するほか、市長の監督を受け、その指示に従わなければならない。 2. 作業中及び処分後に廃棄物が飛散し、または流出し、並びに悪臭がもれることのないよう注意すること。 3. 作業により、近隣から苦情が寄せられたときは、誠意を持って対応し、早急に解決策を講ずるものとする。 4. 市が指示する帳簿類を月ごとに作成し、処理実績を翌月 10 日までに報告すること。			